

第 12 回一関市総合教育会議

日 時 令和 2 年 12 月 4 日 (金) 10 時 00 分～11 時 30 分
場 所 一関保健センター 栄養指導室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 懇 談

学校の働き方改革を踏まえた中学校部活動の在り方について 資料No. 1

4 協 議

一関市教育に関する大綱の期間について 資料No. 2

5 閉 会

一関市教育に関する大綱

【基本目標】

学びを広げ、人と地域が共に育ち、一関の未来を創る

【基本方針】

- 1 生涯にわたる学びを応援し、まちづくりを担い、活躍する人づくりを進める
(縦軸の人づくり)
- 2 学校・家庭・地域の連携を深め、心豊かにたくましく生きる人づくりを進める
(横軸の人づくり)
- 3 郷土の歴史と文化を誇りにし、未来を創造する人づくりを進める
(時間軸の人づくり)

第12回一関市総合教育会議 出席者名簿

職		氏 名	備 考
【構成員】			
市長		勝部 修	
教育委員会	教育長	小菅 正晴	
	委員	千葉 和夫	
	委員	佐藤 一伯	
	委員	伊藤 一志	
	委員	桂島 加奈子	
【事務局等】			
まちづくり推進部	いきがづくり課長	伊東 吉光	
	スポーツ振興課長	猪股 悦子	
教育部	教育部長	菅原 春彦	
	一関図書館長	黒川 俊之	
	教育部次長 兼教育総務課長	及川 和也	
	教育部次長 兼学校教育課長	瀧野澤 徹	
	教育部次長 兼文化財課長 兼骨寺荘園室長	千葉 浩	
	一関市博物館次長	佐藤 光俊	
	教育総務課長補佐 兼庶務係長	千葉 由紀	
市長公室	市長公室長	石川 隆明	
	市長公室次長 兼政策企画課長	菅原 稔	
	政策企画課 政策推進係長	鈴木 敏宏	
	政策企画課主任主事	小野寺 秋悦	

令和2年度 一関市立中学校における部活動等の概況

R2.12.3 学校教育課

部活動名	種別	一関	磐井	一関東	桜町	萩荘	巖美	舞川	花泉	大原	大東	興田	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	部活計
野球	男女	21 ○ 有	21 ○ ー	10 ○ 有	22 ○ ー	18 ○ 有	22 ○ 有	11 ○ ー	29 ○ ー	15 ○ 有	21 ○ 有	10 ○ 有	17 ○ 有	15 ○ 有		9 ○ 有	16 ○ 有	257
サッカー	男女	20 ○ 有	41 ○ 有		34 ○ 有	20 ○ 有			25 ○ 有				14 × 有	13 ○ 有	13 ○ 有		18 ○ 有	198
バスケットボール	男	17 ○ ー	29 ○ 有		13 ○ 有	15 ○ 有			9 ○ 有	3 ○ 有	16 ○ 有		11 × 有	10 ○ 有				123
	女	14 ○ ー	23 ○ 有		20 ○ 有	22 ○ 有			12 ○ 有				12 × 有				9 ○ 有	112
バレーボール	男		17 ○ 有					12 ○ 有			15 ○ 有		16 × 有				19 ○ 有	79
	女	9 ○ 有	20 ○ 有	9 ○ ー	12 ○ ー	9 ○ 有	13 ○ ー		16 ○ 有	14 ○ 有	8 ○ 有	4 ○ 有	16 × 有		10 ○ 有		5 ○ 有	145
ソフトテニス	男	14 ○ 有	24 ○ 有	17 ○ ー	24 ○ 有	18 ○ 有			22 ○ 有				19 ○ 有	21 ○ 有	5 ○ 有	12 ○ 有	20 ○ 有	390
	女	16 ○ ー	14 ○ 有	14 ○ 有	22 ○ 有	22 ○ 有	14 ○ 有	10 × ー	26 ○ 有		13 ○ 有	9 ○ 有	13 ○ 有		12 ○ 有		9 ○ 有	
ソフトボール	女				11 ○ ー				4 ○ 有		17 ○ 有		7 × 有	2 ○ 有		6 ○ 有	6 ○ 有	53
バトミントン	男		27 ○ 有						23 ○ 有	19 ○ 有	21 ○ 有		23 × 有		15 ○ 有	19 ○ 有		282
	女		31 ○ 有	11 ○ ー				7 ○ 有	23 ○ 有	8 ○ 有	17 ○ 有		12 × 有	16 ○ 有	10 ○ 有			
卓球	男	12 ○ ー	28 × ー	10 ○ ー	33 ○ 有	15 × 有	19 ○ 有		14 ○ 有		8 ○ 有	20 ○ 有	18 × 有			6 ○ 有	16 × 有	313
	女	29 ○ ー	33 × 有		17 ○ 有	17 × 有	9 ○ 有		10 ○ 有		9 ○ 有		12 × 有				13 × 有	
体操	男女		12 ○ 有											12 ○ 有				24
柔道	男女	1 ○ 有	15 ○ 有						2 × 有				12 ○ 有				4 × 有	34
剣道	男	16 ○ 有	8 ○ ー						12 ○ 有						3 ○ 有			74
	女	3 ○ 有	11 ○ ー										10 ○ 有	5 ○ 有	6 ○ 有			
運動部 小計		172	354	71	208	156	77	40	227	59	145	43	212	94	74	52	135	2084

吹奏楽	男女	17 ○ ー	37 ○ ー		32 ○ ー				30 ○ 有	5 ○ 有	28 × ー	13 ○ ー	28 ○ 有	14 ○ ー	18 ○ 有	4 × ー	7 × ー	233
美術	男女		22 × ー		34 × ー				26 × ー								12 × ー	94
合唱	男女		22 × ー		8 ○ ー				6 × ー									36
総合文化/文化	男女	21 × ー		23 × ー		33 × ー					3 × ー		43 × ー	13 × ー				136
社会科学	男女		32 × ー															32
情報科学/コンピュータ	男女				23 × ー				11 × ー									34
文化部 小計		38	113	23	97	33	0	0	73	5	31	13	71	27	18	4	19	565
合計		210	467	94	305	189	77	40	300	64	176	56	283	121	92	56	154	2649

【表の見方】

一関
13 ○ 有
↑ ↑ ↑

- ①は部員数
- ②は「スポーツ少年団活動」又は「育成会」等の練習が「○・ある」「×・ない」
- ③は外部指導者が「有・いる」「ー・いない」

① ② ③

令和2年度 部活動の在り方に関する方針

部活動（運動部、文化部）は、生徒にとって大切な成長の機会であり、生活・学習とのバランスを図り適切な活動となるよう、学校における部活動の在り方に関する方針を定める。

また、部活動指導に係り教職員が長時間勤務となりがちなことから、併せてその是正を図り、働き方改革を進める。

1 部活動活動日等の計画と周知

- (1) 校長は、本方針に則り、毎年度4月に簡潔な「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校だよりやHP等で公表し、周知を図る。
- (2) 部顧問は、以下の計画策定等を行う（別紙様式例参照）。
 - ① 毎月の活動計画を、実施前月までに策定し、校長に提出するとともに、生徒・保護者への情報提供を行う。校長は3(1)に沿って休養日が設定されていることを確認する。
 - ② 毎月の活動実績を、実施翌月に作成し、校長に提出する。

校長は部活動休養日である日曜日に事情により活動した部については、代替日を確認し、翌月に教育委員会に実績報告を行う。
- (3) 校長は、毎年度原則として4月に、その年度の部活動の指導方針（ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等）について、教職員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定する。

2 効率的・効果的な活動の推進

- (1) 教育委員会は、部活動の適切な運営のため、年1回以上の中学校長会議を設定し、部活動の在り方について協議する。また、必要に応じて管理職を対象とする研修等の取組を行う。
- (2) 校長は、部活動顧問を対象として、スポーツ指導等に係る知識及び実技の向上を図るため、次の例を参考にして、年1回以上の会議・研修等の機会を設定する。
 - ・効果的・効率的な部活動の進め方
 - ・生徒の心身の健康管理
 - ・事故防止（施設・設備の点検、安全対策等）
 - ・体罰、ハラスメントの防止徹底 等

3 部活動休養日及び活動時間の基準

- (1) 平日週1日と日曜日を、部活動休養日として設定する。

（スポーツ庁、県教委の部活動休養日についての方針は「平日少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする」であることから、同じ趣旨としたものである。）

部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、代替日を設定すること。

（日曜日に大会等で活動をした場合の代替日は、近い時期の土曜日や祝日に充てることを原則とする。）
- (2) 1日の活動時間は、原則として平日では2時間程度、休業日は3時間程度を上限とする。

休業日に大会参加等で、基準とする3時間を上回ることはありうるが、総時間数の調整は必ずしも必要としない。
- (3) 校長及び部顧問は、部活動と構成メンバーが同一の父母会（育成会）練習についても、同様の扱いとなるよう協力を要請する。

また、自校生徒が参加するスポーツ少年団等と連携を図り、生徒にとって適切な活動時間となるよう理解を図る。

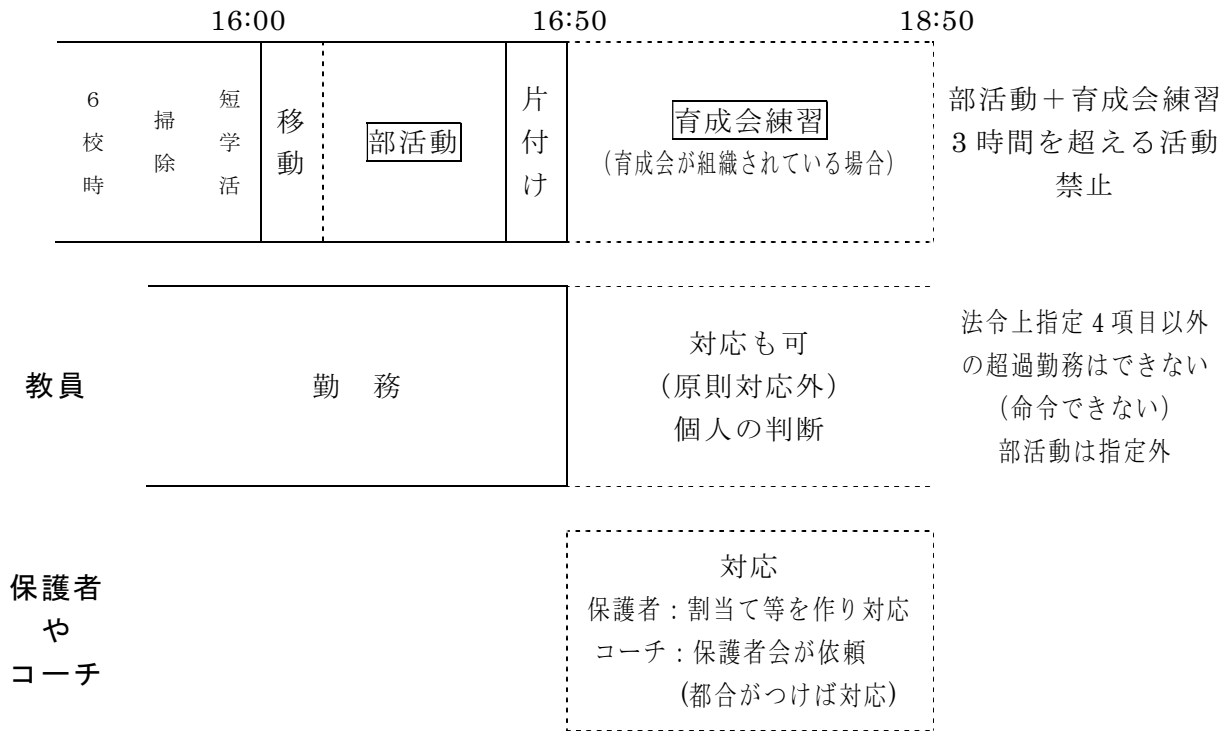
教育委員会は、スポーツ少年団等学校外の活動が平日20時を超えないよう、体育協会を通じてスポーツ少年団体に協力を要請する。

1 現在の部活動方針に基づく部活動状況(市立学校)

月	火	水	木	金	土	日
休養	部活動				部活動 (4時間未満)	休養
	育成会(保護者会)練習 (スポ少A)					
				↑ 3時間 未満 ↓		

2 部活動と教員の勤務との関係(例)

平日 (教員の勤務が 16:50 までの場合)



土曜日

土曜日の部活動は、部活動顧問が対応 4時間未満が原則 保護者会も協力
部活動顧問(教員)は、部活動に係る指導業務として、4時間程度で3,600円の手当

3 国から示された今後の方向性(文科省通知「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」)

(1) 地域部活動

月	火	水	木	金	土	日
休養	部活動				部活動 ↓ 地域部活動	休養
	育成会(保護者会)練習					

(2) 合同部活動

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ **部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえ、**部活動改革の第一歩**として、休日に教科指導を行わないことと同様に、**休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境**を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き**休日に指導を行うことができる仕組み**を構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境**を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- **休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保**
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- **保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援**
- **拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開**

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる**ICT活用の推進**
- 主に**地方大会の在り方の整理**（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

「一関市教育に関する大綱」の期間について

【関係法律の概要】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（施行期日：平成 27 年 4 月 1 日）

改正の概要

（１）教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

（２）教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- ① 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- ② 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・ 教育委員の定数 1/3 以上からの会議の招集の請求が可能。
 - ・ 教育委員会規則で定めるところにより、教育長に委任した事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- ③ 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

（３）すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

- ① 首長が招集。会議は原則公開。
- ② 構成員は首長と教育委員会。
(必要に応じ意見聴取者の出席を要請)
- ③ 協議・調整事項は以下のとおり
 - ア 教育行政の大綱の策定
 - イ 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ウ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

（４）教育に関する「大綱」を首長が策定

- ① 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。
- ② 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- ③ 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。

【策定にあたっての経過】

1 第 1 回総合教育会議（平成 27 年 6 月 2 日）

- ・ 策定にあたっての基本的な考え方や、大綱に定める基本事項などについて協議を行った。

【一関市教育に関する大綱策定方針決定事項】

- ・ 総合計画や教育振興基本計画などの他の計画に代えることなく、別に大綱を定める
- ・ 次期の市総合計画前期基本計画を基本とし、国の教育振興基本計画を参酌して策定
- ・ 期間：平成 28 年度～令和 2 年度（5 年間）
- ・ 大綱の記載事項
 - (1) 基本目標 当市が目指すべき教育の姿を表すもの
 - (2) 基本方針 基本目標を実現するために推進していく方向性及びその内容

2 第2回総合教育会議（平成27年11月25日）

- ・作成した大綱案について協議を行った。

3 教育委員会議（平成27年12月24日）

- ・第2回総合教育会議での意見を踏まえて修正した大綱案について、あらためて教育委員に説明のうえ意見を求めた。

4 パブリックコメント（平成27年12月25日～平成28年1月15日）

- ・大綱案についてパブリックコメントを実施。
（市ホームページに掲載並びに本庁、各支所、各図書館、博物館及び各市民センターに配架）

5 市長決裁（平成28年1月28日）

【策定時（平成28年）の基本的な考え方】

- ・教育委員会において策定中の教育振興基本計画と同様に、次期総合計画前期基本計画を基本として、整合を図りながら策定した。
- ・総合計画や教育振興基本計画のように全体を網羅する形ではなく、特に「人づくり」と「地域」に着目して策定した。
- ・基本目標は、「人」と「地域」の視点から教育が目指すべきもの、基本方針は、教育分野毎に施策を並べるという考え方ではなく、各分野を横断する施策推進の考え方を「縦軸の人づくり」「横軸の人づくり」「時間軸の人づくり」とした。
- ・具体的な重点項目（施策、事業）は総合計画や教育振興基本計画の中で推進することとし、大綱には記載しないこととした。

（参考：他の計画等の目標）

次期総合計画のまちづくりの目標：「自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち」

次期教育振興基本計画（案）：「学びの風土を礎に 心豊かにたくましく 郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり」

【期間】

現在策定中の総合計画後期基本計画（案）、教育振興基本計画とも整合が図られており、平成28年の策定時から大きく改定する理由もないことから、期間を令和3年度から令和7年度とすることとしたい。

一関市教育に関する大綱

【基本目標】

学びを広げ、人と地域が共に育ち、一関の未来を創る

まちづくりの基となるのは「人づくり」であり、また、その人を育てるのは「地域社会」であるという考えのもとに、教育を通して、「人」と「地域」が大きく成長することにより、豊かな「まちの未来」を創りたいという思いを込めました。

【基本方針】

基本目標の実現を目指し、3つの基本方針を定めます。

1 生涯にわたる学びを応援し、まちづくりを担い、活躍する人づくりを進める

(縦軸の人づくり)

幼児期から高齢期まで、生涯にわたる切れ目のない学びを応援し、多様で変化の激しい社会の中で、主体的・能動的に自立して、まちづくりや地域を担い、活躍する人づくりを進めます。

2 学校・家庭・地域の連携を深め、心豊かにたくましく生きる人づくりを進める

(横軸の人づくり)

学校・家庭・地域の連携、協働による子どもたちの健やかな育ちを支援する取組を推進します。また、学校教育のみでは培うことが難しい芸術文化、スポーツなどの分野での取組を、家庭と地域の協力を得ながら進めることにより、子どもたちの豊かな心とたくましい体を育むとともに、取組を通して、地域社会全体の教育力の向上を目指します。

3 郷土の歴史と文化を誇りにし、未来を創造する人づくりを進める

(時間軸の人づくり)

地域の歴史や文化を大切にし、郷土に対する誇りや愛着を持たせる取組を推進することにより、伝統を継承し、新しい文化を創造する人づくりを進めます。



教育に関する各分野を横断する施策推進の考え方を「縦軸の人づくり」「横軸の人づくり」「時間軸の人づくり」の3つの基本方針として、これらの好循環により基本目標の実現を目指します。

【基本目標】 学びを広げ、人と地域が共に育ち、一関の未来を創る

